

令和5年度東京都税制調査会
第2回 小委員会

【テーマ1】

D X を活用した税務手続の効率化と
行政サービスの向上

令和5年7月21日

「DXを活用した税務手続の効率化と行政サービスの向上」目次

資料名	頁
「DXを活用した税務手続の効率化と行政サービスの向上」に関する論点及び検討項目	1
マイナンバー制度における情報連携（H29.7～）のイメージ・実績件数	2
マイナンバー法の改正	3
マイナンバー法の制限	4
マイナンバー制度における情報連携と地方税法の守秘義務による例外	5
（参考）個人情報保護法における利用・提供に関するルール	6
地方税法における守秘義務の基本的な考え方	7
地方税情報の提供が許容される場合	8
（参考）災害時の被害認定調査における固定資産課税台帳情報等の活用（技術的助言）	9
地方税情報の外部提供に係る検討（「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究会」）	10
（参考）令和5年地方分権改革に関する提案募集 提案事項	11

論点

DXの進展の中、住民サービスの向上と効率的な事務執行に向けて、行政分野間・関係機関間等の情報連携を推進していく際、住民の便益と個人情報保護の関係をどう考えるか。

<検討項目>

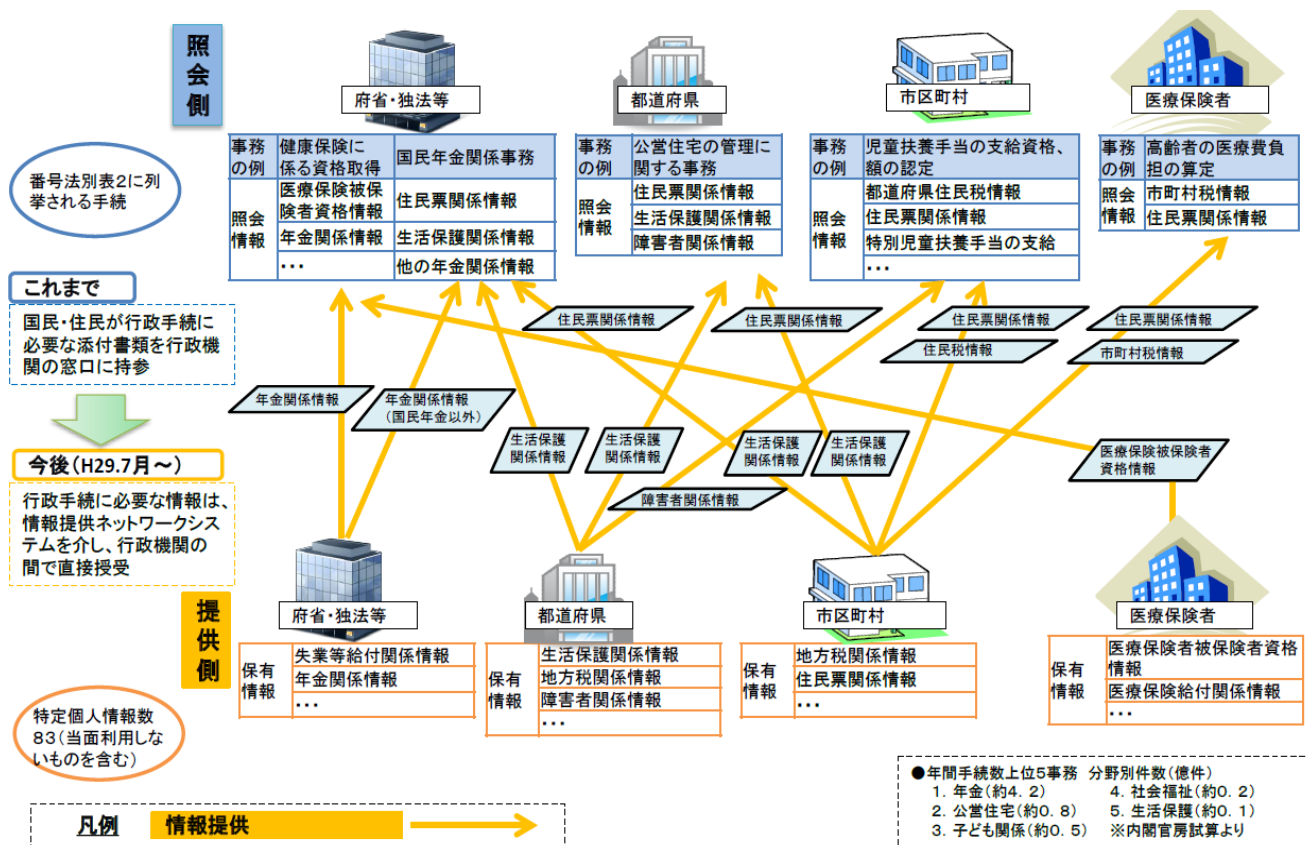
- ・ **情報連携と地方税法第22条の守秘義務について**

～更なる「情報連携の推進」に向け、「マイナンバー法、個人情報保護法における情報の利用や提供に関する制約」を踏まえた検討～

マイナンバー制度における情報連携（H29.7～）のイメージ・実績件数

- 行政手続に必要な情報は、システムを介し行政機関の間で直接授受するため、提出書類が省略され、国民の利便性向上につながっている。
- 地方税の課税情報は、累計約2,800万件もの手続に提供しており、そのニーズは高まっている。

【情報連携のイメージ】



【実績件数】

照会

○情報照会している主な事務手続及び件数（H29.7.18～R2.5.7）

No	手続名	件数
1	年金給付関係手続（国民年金法）	27,350,706
2	年金給付関係手続（厚生年金法）	6,621,809
3	高等学校等就学支援金支給関係手続	5,717,311
4	年金生活者支援給付金支給関係手続	5,058,012
5	地方税の賦課徴収関係手続	3,176,698

提供

○情報提供されている主な特定個人情報及び件数（H29.7.18～R2.5.7）

No	特定個人情報【特定個人情報番号】	件数
1	住民基本台帳関係情報【1】	32,507,125
2	地方税の課税情報【2】	27,655,688
3	年金給付支給関係情報【53】	1,269,687
4	医療保険資格関係情報【31】	792,325
5	年金給付支給・徴収関係情報【64】	692,214

1. マイナンバーの利用範囲の拡大

- **理念として**、社会保障制度、税制及び災害対策**以外**の行政事務においてもマイナンバーの利用の推進を図る。 ※具体的な利用事務の追加は、従来通り法律改正で追加。

<具体例>

理容師・美容師、小型船舶操縦士及び建築士等の国家資格等、自動車登録、在留資格に係る許可
→ マイナンバーの利用が可能に。

➡ 各種事務手続における添付書類の省略等

2. マイナンバーの利用及び情報連携に係る規定の見直し

- 法律で利用が認められている事務に**準ずる事務**（事務の性質が同一であるものに限る）も、マイナンバーの利用を可能とする。 ※個別の法律の規定に基づく事務は、従来通り法律改正で追加
- 法律でマイナンバーの利用が認められている事務について、**主務省令に規定**することで情報連携を可能とする。（別表第2を削除し主務省令に規定）

➡ 新規で必要とされる機関間の情報連携のより速やかな開始が可能に

【原則】

- マイナンバー制度における情報連携（旧別表第2）の場合、**原則本人の同意は不要。**

【利用目的以外の利用】

- 「利用」：同一地方公共団体内の同一機関内に特定個人情報が移動すること。
- **本人の同意があったとしても、例外として認められる場合（※）を除き、特定個人情報を利用目的以外の目的のために利用してはならない。**

（※）① 金融機関等が激甚災害時等に金銭の支払を行う場合

② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合

【提供の制限】

- 「提供」：他の地方公共団体や行政機関へ特定個人情報が移動すること。
- **他の法令の規定や本人の同意があったとしても、同法第19条各号（※）に該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。**

（※）＜例＞

第8号・第9号 **社会保障・税・災害対策の3分野間における情報提供ネットワークシステムを通じた提供（旧別表第2）**

第16号 人の生命、身体又は財産の保護のための提供

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合において、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を提供することができる

【例外】

- マイナンバー制度における情報連携（旧別表第2）のうち、税務手続について、**地方税法第22条の関係で例外的に本人同意を必要としている**ものがある。

- なぜなら、地方税情報を第三者に提供する際、以下の**いずれかを満たす必要**があるとされており、
 - ① 利用事務の根拠法律で、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されている場合
 - ② 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘匿性が解除される場合**①を満たさない場合は、②に基づき、本人同意を要するため。**

(参考) 個人情報保護法における利用・提供に関するルール

行政機関の長等は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限るものとしてあらかじめ特定した利用目的以外の目的のために、保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない（法69条1項）。

ただし、以下(1)－(3)の場合においては、保有個人情報の利用または提供をすることができる。

(1) 恒常的な目的外利用・提供を利用目的の変更により利用目的に含めた場合（法61条3項）

ただし、行政機関等が個人情報の利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えてはならない。

(2) **法令に基づく目的外利用・提供の場合**（法69条1項）

(3) 以下①から④までのいずれかに該当する臨時的な目的外利用・提供の場合（法69条2項）

① **本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき**

② 行政機関等が**法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度**で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて**相当の理由があるとき**

③ 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が**法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度**で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて**相当の理由があるとき**

④ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、**本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき**、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

地方税法における守秘義務の基本的な考え方

(秘密漏えいに関する罪)

第二十二條 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 地方税に関する事務に従事する者は、その職務を遂行する過程において、**私人の秘密を知り得る地位**にある。これらの者自身が私人の秘密を知ることは、地方税の賦課徴収に必要であり、**やむを得ないこととして、私人は受忍しなければならない**が、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事している者又は従事していた者が**その事務に関して知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは地方税の賦課徴収に必要な限度を超えるものであり、人権に対する侵害**となる。（注1）
- **地方税法第22条**において、当該**私人の秘密を保護するため**に、地方税の調査又は徴収等に関する事務に従事する者に対して**守秘義務**を課している。税情報は納税者の申告及び質問検査権から知り得るものであり、**これには税務調査の受忍義務を負う納税者との信頼関係を前提として得られたもの**であるため、**これを漏らすことはその信頼関係を裏切るものであり、ひいては適正公正な課税を図る税務行政秩序の維持を損なうことにもつながる**ことから、地方税関係情報の秘密漏えいについては**地方公務員法上の守秘義務（第34条）よりも罰則を加重**している、との見解がある。（注2）
- 秘密とは、**一般に知られていない事実であって、本人が他人に知られないことについて客観的に相当の利益を有すると認められる事実**をいう。（注1）

注1 一般財団法人資産評価システム研究センター「地方税における資産課税のあり方に関する調査研究」（令和4年3月）及び地方税務研究会『地方税法総則逐条解説』（平成29年12月18日）より作成

注2 株式会社ぎょうせい『税』「地方税務職員の守秘義務一法令に基づく税情報照会への対応」（大津市総務部総務課法規係）（第76巻第12号）（2021年12月号）から作成

地方税情報の提供が許容される場合

【地方税法に規定がある場合】

- 地方税法上に情報開示・提供の規定があり、当該規定に基づき提供する場合
(地方税法上の情報開示・提供の規定)
 - ・市町村による所得の計算結果の税務署長への通知(第317条)
 - ・登記所との相互の情報提供(第382条、第422条の3)

【本人が情報提供について同意している場合】

- 申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合には、その本人と行政機関との間で当該情報は「秘密」ではないと考えられることから、税情報の提供が許容される。
(申請に基づく事務であり、本人の同意がある場合に税情報を提供している例)
 - ・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務

【他法令に資料請求権等の規定がある場合】

- 他法令の規定に基づき、情報提供を求められた場合、個別具体の状況に応じ、事案の重要性や緊急性、代替性手段の有無、全体としての法秩序との整合性等を総合的に勘案し、保護法益間の比較考量を基本としつつ、提供が可能と解されている事例がある。
 - <報告義務があるもの>
 - ・公営住宅法による公営住宅の入居者の収入状況(第34条)
 - ⇒ 本人が報告を行う義務があり、当該行政機関に情報が伝わることは「秘密」として保護されるべき位置づけにならない
 - <公益性が高く、税以外の代替手段がないもの>
 - ・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第8条に基づく土地の所有者等の情報(第8条)
 - ⇒ 公益的な必要性が高く、所有者の把握が困難で、税情報以外の代替手段では十分に目的を達成できないと認められるもの

(参考) 災害時の被害認定調査における固定資産課税台帳情報等の活用 (技術的助言)

- 総務省通知「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関連法律の整備に関する法律の施行に伴う固定資産課税台帳に関する情報の取扱い等について (総税固第52号、令和5年6月16日)」
 - ・ 災害対策基本法の規定に基づき、被害認定調査に必要な地方税関係情報を、被害認定調査担当部局に提供することについて **所有者の同意がある場合には、当該情報を提供しても地方税法第22条の守秘義務に抵触しない**ものと解される
 - ・ **所有者の同意がない場合**は、個別具体の状況 (被災者の被害の状況とそれに応じた迅速な被害認定調査の必要性及び緊急性、所有者の同意取得の困難さ等) に応じ、事案の重要性や緊急性、代替的手段の有無、全体としての法秩序の維持の必要性等を総合的に勘案し、**保護法益間の比較考量を慎重に行った上で、情報の提供の可否を判断**
- 内閣府通知「被災者の住家に関する情報の内部利用等について (府政防第2768号、令和5年6月16日)」
 - ・ 罹災証明書の申請時に所有者の同意の有無を確認するには、**罹災証明書の申請書に当該同意の有無に係る確認欄を設ける**ことが考えられる。

- 総務省では、固定資産課税台帳情報の提供を求めることができる旨の新たな規定が法令 (地方税法以外の個別の法令) に整備された場合、当該法令の所管省庁と協議の上、どのような情報が提供可能であるか (提供しても守秘義務違反に当たらないか) を整理し、**技術的助言として通知を発出している**が、通知であってもあらゆるケースを網羅することはできないこともあり、**個別具体の判断は、最終的には市町村職員が保護法益間の比較衡量を行った上、適切に行う必要があることに変わりはない。**

【検討の方向性】

- 市町村職員が行うべき「保護法益間の比較衡量」とは、①情報提供を行うことにより損なわれる公益（秘密の保護）と②情報提供を行うことにより実現される公益、の比較を意味。
- このうち①について、提供する情報を一定の視点から分類した上で、どのような種類の情報であれば、提供により損なわれる公益の程度は比較的低いと考えられるのか、整理が行われた。

【各情報を秘密として保護する公益性の4つの視点】

- ① **登記情報と現況情報*について区別して整理**
* 現況情報…固定資産課税台帳情報のうち登記情報以外の情報
- ② **物（資産）に関する情報と人に関する情報を区別して整理**
- ③ **個人と法人で区別して整理**
- ④ **他で公表等されている情報かどうかで区別して整理**

課税情報の虐待リスクデータ分析への活用（広島県、中国地方知事会）

【求める措置の具体的な内容】（地方税法第22条、児童福祉法第10条）

- 地方公共団体の関係部局が分散管理している各種データを分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要な子どもや家庭を早期に発見し、予防的な支援を行うために、市町村において本人同意を得ることなく個人住民税課税台帳情報の内部利用を可能とすること。

【具体的な支障事例】

- こどもの育ちに関係する様々なリスクを表面化する前に把握し、予防的な支援を届けることにより、様々なリスクから子どもたちを守り、子どもたちが心身ともに健やかに育つことを目的として、AIを活用したリスク予測などを参考に予防的な支援を継続的に行う仕組みを構築。
- 税情報については、児童虐待と家庭の経済的な状況との強い相関があるという研究が複数あり、より詳細なリスク分析のために課税情報を活用したいが、地方税法で守秘義務の解除が厳しく制限されている。

【制度改正による効果】

- 児童虐待などのリスク予測について、課税情報も踏まえた詳細な分析が可能。
- 生活保護や児童扶養手当など、すでに経済的支援を受けている家庭だけでなく、**今後経済的困窮に陥る可能性のある家庭の早期把握**が可能。